

同仲次藤治ニ対シ金一卦ヲ援出シ吾ガ組合ニ於テ又
橋場工場内ニ数名ノ組合員アルヲ以テ總同盟ト共同
戦線ヲ張りタシト申込ミタルニ仲次ハ諸君ニ於テ争
議ヲ起スハ勝手タルベリ總同盟ハ他国体ト共同戦線
ヲ張ルヲ得ズト申込テ一蹴セリ

四 工場側ノ態度

工場側ニ於テハ工場内ニ「時は未だし四千ノ兄弟土境
起セヨト顯スル既報直澤ヒラヲ配布シタル者アリ、諸
君ノ結果職工佐藤保雄外ニ名ノ所爲ト判明右三名ニ
七月ヨリ公勤停止ヲ命ジタルカ一級職工ハ何等勸諭
ノ模様ナシ

右 及 申 (通) 報 候 也



芳 裕 第 一 三 九 四 號

昭和二年六月十一日

警 視 總 監 官 田 老 雄

内務大臣 鈴木 喜三郎 殿
社 會 局 長 官 殿
大阪 神奈川 兵庫 愛知 静岡
岐阜 奈良 各府 縣 長 官 殿

大日本紡績橋場工場労働争議ニ関スル件

(第四報)